

## 東京都労働委員会 第4回調査 JHU 報告書

期日： 2021年12月17日（金）、10:30~11:15

申立人出席者： 山口委員長、山崎書記長、指宿代理人（弁）、加藤代理人（弁）、その他6名

傍聴参加者： 組合10名、代理人弁護士2名、支援者23名（計35名）

被申立人出席者：（5名）

進行：

### 1. 申立人に対する調査：

#### (1) 申立人から提出された書類の確認

- ・ 準備書面（2）（12月13日）
- ・ 甲22~28号証並びに証拠説明書（3）

#### (2) 申立人から準備書面と証拠書類ならびに前同期日以降の状況説明

【委員会】 証拠ということではなく別途11月22日交渉報告と資料の提出を受理した。

<委員長より>

##### ① これまでの3回の交渉について

被申立人は団交、我々は団交ではないとして平行線ではあるが、実質的な交渉が必要との観点で交渉をやってきた。被申立人の準備書面を見ると「組合ごとに出席者を決めている」としている。同じ要求で交渉をしているのに、出席者は組合ごとに判断するというのは差別である。被申立人にはその点を改めるよう求めている。

##### ② 11月22日の交渉について

被申立人は運航乗務員3名の復職について、国家ライセンスが出ない年齢になり非現実的としている。この主張を踏まえ、就業規則上も復職が可能な客室乗務員5名が11月14日に組合に加入し、11月22日の交渉にその内の2名が出席した。その後12月16日に客室乗務員14名が加わり、本日時点で組合員は22名となっている。

##### ③ 12月9日の国交省の不当労働行為（団交拒否）救済申立について

JALの破綻と再建は国交省・政府が主導し進められたことは、その経緯から明らか。形式的には国交省を団交拒否で申立てたが、丸11年に及ぶこの争議の解決に是非国交省に努力してもらいたいという思い。現在のJALの申立と根っこ、解決の方法は同じなので、2つの事件を併合して審理して頂くようお願いする。

<書記長より>

##### ① 追加の提出資料について

11月22日の交渉の概要とまとめは別途資料（JHUニュース）として先日提出した。加えて、11月19日に申立人から被申立人に事前に提出した「要求主旨説明書」と、8月4日に被申立人が要求主旨説明も聞かないまま提示してきた「回答書」を資料として本日提出した。「要求主旨」に対し「回答」がかけ離れていることがご理解頂けると思う。

② 11月22日の交渉について

- a. 11月22日の交渉に先立ち、9月21日の交渉で確認した解雇事件の実態に係る「質問書」を11月8日に提出した。この質問書に対し、被申立人は文書による回答を拒否した。既存の労組には説明している数字についても、「公開していない」との理由で説明を拒否。
- b. 統一要求との関係では(1)①の「原職復帰」と(3)「円満解決(金銭補填による解決)」の2点の要求について議論した。「原職復帰」の要求について、被申立人は「当事者がいれば交渉する」と答えた。次回以降の交渉で新規加入の組合員個々の要求を出して具体的な回答を求めていく。
- c. (3)「円満解決」の要求について被申立人は、経営破綻に伴い社員、株主、金融機関等の沢山の方々に迷惑をかけてきたから、という不思議な言い訳をして、「解決金の要求には答えられない」「今はそう決めている」とし、将来はどうか、変わらないのかとの質問にも「そうだ、納得してもらえない」としている。実質的な団交拒否であり、次回以降の交渉で組合員個々の具体的な要求を出して回答を求めていく。
- d. 次回の交渉について、昨日、被申立人より、年明け1月12日または1月21日という提案があった。1月12日に交渉に応じていく予定。次回の交渉では、前回交渉の続きと、残りの統一要求(4)「労使関係正常化」等の要求項目について協議する予定。

<代理人より>

① 準備書面(2)について

被申立人の準備書面(1)の論点は、「時期を逸した交渉の申入れ」としていること。申立人の当初3名の組合員は、これまで未組織状態で団交に出席できなかったが、原告団もしくは争議団の一員として、継続して解雇争議解決の要求をしてきた。つまり実質的に争議が続いていたことを準備書面(2)で主張している。被申立人の反論によっては、詳細な反論が必要になるかもしれないが、この点の論争を長々やる必要はないと考えている。

② 交渉の進捗状況について

都労委の場は労組法7条2号事件としての審理という側面もあるが、ここを争議の全体解決の場にしていくことを都労委にはお願いしている。この間に、団交または事務折衝という形で3回交渉が行われているが、解決するための具体的な検討に入っていない。これについては、申立人から金銭も含めた具体的な解決案を提案しながら、双方が譲り合うことも含めて具体的な検討をする段階に入っていく、できれば次回の団交をそういう場にしていきたいと考えている。ただ、被申立人は一切金銭を払う気はないとしており、どこまで本心なのかかわからないが、本心だとすると争議解決はあり得ない。こういう被申立人の頑なな態度があるので、次回の交渉で進捗が見られない場合には、実質的な交渉が為されるよう、都労委の場で踏み込んだご協力をお願いする可能性があると考えている。

(3) 労働委員会より質疑

【委員会】 準備書面(2)で5名が新加入し、その後14名が加入承認されたと先程報告があったが、どのような方々が加入されたのか。

《JHU》 最初の5名は65歳未満で、会社の就業規則上も原職復帰が可能な方。昨日、加入承認した14名は全員65歳を超えている。

【委員会】 他の会社で働いている方等もいるのか。

《JHU》 全員、被解雇者の客室乗務員で、5名と14名の中に、現在、他社で客室乗務員として働いている者はいない。

【委員会】 国交省を被申立人とする申立の事実は聞いている。12月21日に開催される次回の公益委員会議で公益委員が決まり、同日開催の総会で担当の参与委員が決まる。当件は参与委員が決まってから対応することになる。

本件の申立人と被申立人の意見を確認したうえで、新たに決まる委員に進行について検討してもらうことになる。進行等について何か希望はあるか。

《JHU》 準備書面(2)に書いたが、できれば併合し、公益委員、労使双方の委員を同じ方にして頂きたい。一緒もしくは同じ日に連続して期日を入れる等、事実上一つの事件とする扱いに近い形でやって頂くことを希望している。

【委員会】 分かりました。事件の性質を見ながら併合するか併合しないか、関係する方々のご意向を伺いながら、本日、被申立人にも意見を聞いたうえで、担当する委員にお伝えする。

和解については、1月12日に予定されている事務折衝ないしは団交の中でどういう話があったか次回期日に報告頂き、その話を聞いて委員会としても考えたい。

2. 会社側に対する調査

3. (申立人、被申立人合同で) 12月17日調査の内容確認と今後の進行確認

(1) 調査内容の確認

- ・ 申立人から提出された書面(準備書面、証拠書類、証拠説明書)の確認
- ・ 其々から経緯に係る口頭の補充と協議に係る報告の聞き取りを行ったことの確認
- ・ 国交省を被申立人とする申立てに係る希望を双方から聞いたことの確認

(2) 被申立人から申立人準備書面(2)への反論文書の提出があることの確認

(3) 両者の自主交渉の推移を見ながら次回期日を設定

- ・ 次回期日: 2022年2月17日(木)、10:00~
- ・ 被申立人の反論文書提出: 2月10日(木)
- ・ 次々回の期日: 3月24日(木)、10:30~

以上